

第1回議会議員の定数及び任期等に関する小委員会 会議録

●日時 平成15年7月30日（水） 午後2時56分～3時28分

●会場 各務原市役所本庁舎 4階大会議室

●日程

1. 開 会

2. 委員長及び副委員長の選出

3. 議 題

〈審議事項〉

(1) 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

(2) その他

4. 閉 会

●出席委員

委 員	松田之利	星野鉄夫	長谷川匡一	武藤孝子
	松原史尚	小島 武	村井宏行	田中露美
	小森利八郎	横山勝利		

●欠席委員

委 員 苅谷彰三

●事務局職員

事務局長	五藤 勲			
事務局次長	藤ノ木大祐	松岡秀人	林 昭光	
事務局長補佐	村井清孝			
総務係長	稲川和宏			
計画調整係長	前田直宏			
事務局員	江田裕之	前島宏和		

【事務局長】

どうも、皆さんこんにちは。

大変お忙しいところをご出席いただきましてありがとうございます。

本日は、ご案内を差し上げましたように、第 1 回の議会議員の定数及び任期等に関する小委員会でございます。

本日、川島町の荻谷委員さんは、ちょっと所用がございましてご欠席というご連絡をいただいておりますし、各務原市の武藤委員さんについては、ちょっと遅れてお見えになるというご連絡をいただいておりますので、定刻より早うございますが、皆さんおそろいですので始めさせていただきます。

本日の小委員会につきましては、前回の協議会におきまして、小委員会を設けて、議会議員の定数及び任期等について協議・審議をしてはどうかというご意見がございました。その意見の中には、いわゆる利害関係者もお見えになりますので、そういった方を除いた方々でというご意見もございましたので、両市町の議会代表の方、あるいは首長さんを除きましたそのほかの方での小委員会ということでございます。それで、小委員会の設置規程がございまして、その第 3 条に小委員会の委員は必要に応じて協議会の会長が協議会の委員のうちから指名するというので、先ほど申しましたようにそういった事情がございましたので、本日ご出席の皆様方を小委員会の委員としてご指名をさせていただいたところでございます。

それでは早速でございますが、レジュメの 2 番でございますが、委員長及び副委員長の選出に移らせていただきますので、事務局より説明いたします。

【事務局】

それでは私から、この小委員会の委員長さんと副委員長さんの選出について、ご説明を申し上げます。

合併協議会の小委員会設置規程の第 4 条によりますと、小委員会に委員長・副委員長を置くと。委員長さん、副委員長さんについては、小委員会の委員の互選によるということになっております。そこで、まず委員長さんを互選していただきまして、その後、その委員長さんのもとで副委員長さんをご選出いただきたいと存じますが、委員の皆様の方からご意見を受けながら、まず委員長さんをご選出をお願いいたしたいなと思います。よろしく願いいたします。

【村井宏行委員】

この小委員会の開催については、先ほど説明がありましたように、要は当事者を除くとか、いろんな利害関係がありますよということでした。この小委員会の委員名簿を拝見させていただくと、基本的には各務原市、川島町の住民でなっておりますけれども、松田さんが共通ということですので、私たちも川島町と各務原市民

ということで考えると、やはりここは公平を期するにしても松田さんに委員長になっていただくのが一番いいんじゃないかなと私は思うんですけれども、いかがなものでしょうか。

【事務局】

よろしいでしょうか、それで。

〔拍手あり〕

じゃあ、申しわけないですが、松田先生、こちらの方へおいでいただいて、続きまして副委員長さんのご選出を松田先生の方でよろしくお願いいたします。

【委員長：松田之利委員】

ただいま委員長を仰せつかりましたが、何せ不慣れ、かつ、このような議題でやったことがございませんので皆様のご協力をお願いしたいと思います。ふつつかですが、やらせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、今、早速副委員長さんを決めるというのを私の司会でやることになっておるようですが、どうしたらよろしゅうございますでしょうか。どなたかご推薦いただければありがたいんですが。

どなたか、いらっしゃいませんか。

もしなければ、実は私ちょっと、別のところでいろいろ仕事させていただいたときに、長谷川委員さんがご年齢も含めて最適かというふうに思ったことがございまして、今日も長谷川さんがいらっしゃいますので、よろしければ私の方からご推薦させていただいてよろしゅうございますでしょうか。

〔拍手あり〕

よろしくお願いいたします。

それでは早速議題に入らせていただきます。ここにありますように、今日の審議事項は、新しくなった新市の議会議員の定数と任期等の取扱いということで、前回の協議会でその話が出ましたけれども、再度、時間も経ていきますので、一応おさらいの意味を含めて小委員会の設置に至った経緯ということを事務局の方から説明をさせていただいて、それから議論に入りたいと思いますので、よろしく申し上げます。

【事務局】

それでは、小委員会設置に至った経緯といたしましては、お手元のペーパーの2ページ目をご覧くださいと思います。7月9日の第4回の合併協議会におきまして、幹事会から2ページの中で、①から⑤まで合併特例法によります特例があるなかで、この⑤在任特例というのと定数特例というのを適用する形でいかがかというご提案がなされました。特段ご異議があったということではないとは思いますが、一度、当事者であります議員さんを外して、今日の今日ということもあるので、再度小委員会を設けてやってはどうかというのが経緯だったように思います。

それで7月9日のご説明の繰り返しになりますけれども、この2ページに沿いまし

て簡単に、どういう特例の方法があるかということにつきまして、再度ご説明をさせていただきます。なお、この2ページのものが特例のすべてでございますので、①から⑤のいずれかを必ず適用していただくということになろうかと思えます。

編入合併におけます定数特例と在任特例につきましては、合併による激変緩和的な措置でございます。まず①でございますけれども、文章で書いてありますとおり、地方自治法による原則の適用ということで、下の方の矢印を引っ張ってあるところをご覧いただきますと、合併という長い棒がございますけれども、合併をした際に、原則は編入される川島町の議員さんは全員が失職されるということでございます。これが①でございます。

続きまして②でございますが、合併特例法第6条第2項の適用によります定数特例を適用するというのが②でございます。同じく絵の方を見ていただきたいんですけども、合併時とそれから真ん中の棒が各務原市の市議会議員の任期になります。平成17年3月というこの2つがポイントになるわけですが、②のところをご覧いただきますと、合併時に定数特例を設けることによりまして、川島町を選挙区といたしまして2名の方が選挙されるということが出来ます。そして、この2名につきましては、合併特例法の6条によりまして、人口をもとにした計算式がございますので、その計算式から2名というのは導き出されるということでございまして、平成17年3月の各務原市議会議員さんの任期まで、この2名の定数特例を用いて川島町の方から議員を務めていただくと。ただし、2番の場合は17年3月をもちましてこの定数特例が終わりますので、17年3月の各務原市の一般選挙からは、特段川島町という選挙区を設けずに、現行で言いますと26人、次の一般選挙から26人ですので、川島町を含めた全体で26人を選出するというのが②番目。

それから③番目は、②番目プラス平成17年3月、各務原市の任期満了による一般選挙におきましても、同じように川島町に2人の定数を設けて川島町から2名選ばれるようにするというのが③番目でございます。平成17年3月の縦棒のところから平成21年3月、次の任期まで引き続き川島町から2名の議員の方を選出するというのが③でございます。

それから④でございますけれども、今度は在任期間の特例でございます。④番の絵のところをご覧いただきますと、合併してから平成17年3月、各務原市議会議員の任期までの間は、川島町の現在おられる13名の議員の方は引き続き在任をしていただくというのが④でございます。平成17年3月の一般選挙におきましては、この在任特例がございませんので、④のケースですと26人になると。川島町での選挙区は設けないということでございます。

それから⑤、これが幹事会案でございますけれども、今、申し上げましたとおり、④の在任特例をかませた後、さらに平成17年3月の各務原市議会議員の任期を迎えた際に、再度川島町の区域を選挙区といたしまして、川島町から2名の方を選出すると

ということでございます。それが⑤でございまして、幹事会案の⑤をもう一度人数的に見ていただきますと、合併をしたときから平成17年3月までは各務原市30人プラス川島町13人で43人、それから平成17年3月から次の任期でございまして平成21年3月までの間は各務原市26人川島町2人の合計28人ということでございまして、こちらを幹事会案にさせていただいたということでございます。以上です。

【委員長：松田之利委員】

どうもありがとうございました。

前回、この少し斜のかかっているのが案として出て、それをめぐって、先ほど言っていましたように、直接的な利害というか、関係のない小委員会ですら少し自由な議論をいただいて、小委員会としての案を決めてくれというご意見でございました。

そこで、今、ご説明がありましたことについて質問、その他、疑問でも何でも結構ですけれども、まず少し自由にご意見を賜りたいと思うんですが、いかがでしょうか。

【小島 武委員】

今の5番ですけど、17年3月まで川島町13人ということで、これは給料も上がるということですね、市議会議員になるんでしょう。ということは、それでよろしいでしょうかと思って。

例えば11月に早くなった場合に、1月合併だったらそんなに月数がないですからいいですけど、ちょっと早くなると13人分の市会議員の分を、大分金額違うでしょう。

【委員長：松田之利委員】

財政的にはどうなんですか。

【事務局】

直観的な話をしますと、基本的に川島町さんの現在の町会議員さんがもらってみえるのが21万円、月の報酬というんですけど、各務原市の議員さんが月額50万円ということになります。単純に13人掛ける50万円というとなら650万になるんですけど、あと社会保険料が10数%ということで、基本的には745万5,000円くらいが、1月分の13名の方の報酬と社会保険料相当額ということになります。

【委員長：松田之利委員】

多分、前回の事務局のこういう案でどうだというのは、そこを含めて出されているというふうに見てはいかがでしょうか。ある意味では、できるだけ合併をスムーズに、川島町の意見を可能な限り反映しながらいきたいと、そっちを優先しようという考えでこの幹事会案は出てきているというふうに私も前は聞いておりましたけれども、今言ったようなご意見も…。

ほかにはございますか。

【星野鉄夫委員】

このあたりが一番問題というか、悩ましいというか、議員さんにとってみれば非常に身に迫る話でもあると思っていました。やはりドラスチックにどんとやるというよ

り、こういうふうに段階を追って、今の話の、多少財務的には大変厳しいなということはあるんですが、トータル的に見て何とか吸収できるだろうという考えも入った案じゃないかなと思います。こういう段階を経てやっていくというのが一番スムーズな方法ということで、私は賛成したいと思います。

【委員長：松田之利委員】

ありがとうございます。

ほかに意見はないでしょうか。

【松原史尚委員】

私も今のご意見にどちらかという賛成です。これは2年、3年あるとかいう問題ではないので、ほぼ2ヵ月程度のことなんです。

むしろ、今、これがもめて後にずれ込むことの方が怖いですね。最近、総務省の方から、最後の締め17年3月を延ばすとかいう発言も若干出てきておりますので、その方向に行くんじゃないかという話も、先日、ある勉強会に出ていました。そうすると、そちらの方に話がずれ込んでいくよりは、星野さんが言われたような形でスムーズに、円滑にやっていただいた方がいいんじゃないかなというのが、個人的な率直な意見です。

【委員長：松田之利委員】

ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。

【武藤孝子委員】

同じです。確かに先ほど計算をしてくださっていたように、そういうところを見れば、目先のことだけではなくて将来的なことを考えたら、やはり川島町さんのそのあたりを酌んでいただいた方がいいんじゃないでしょうかね。全く同じ意見です。

【委員長：松田之利委員】

委員長がこんなことをお聞きしてはいかんですが、この一番最後の右の条例定数26人というのは、これは規則で決まって、合併して最終的にはこうなるのですか。

【事務局】

現在の条例定数ということでございますので、この時点で26かどうかというのは…。

【委員長：松田之利委員】

新市になって、また決めるの。

【事務局】

そうですね。それも一つの協議の要素になってくるかと思います。

【委員長：松田之利委員】

今のあれでいくとこうなる。

【事務局】

今の条例定数でいくと26になります。

【委員長：松田之利委員】

だから、ここは絶対的なものではなくて、むしろこの議論が17年3月までに川島町の在任特例の案でいくと13人、それから3月から平成21年3月までが2人と、こういう形でやるというのがあって、それ以降の定数云々はまた全然別の話ですね。

【事務局】

そうです。そういうふうにとらえていただければ結構です。

【事務局】

ちょっと補足ですが、今のこのちょうど17年の3月までの定数が30となっておりますのは、今の任期中の定数が30ということになっておりまして、要するに次回の定数が現在のところ26ということで条例上決まっておるということです。ちょっと誤解があるといけませんので、念のため申し上げます。

【委員長：松田之利委員】

26でいくと、定数特例で川島町2人と、これも法の計算で決まっておるということですね。わかりました。

【村井宏行委員】

基本的には僕が予想していたというか、この話が出る前に、こういう感じになるといいなあと思っていたのがそのまま出てきたということで、非常にありがたいなと思っているんです。僕も今委員長さんが言われたところがちょっと気になっておりまして、例えばの話、基本的にはこの在任特例で3月まで行って、定数特例を使って次回の選挙をやっていただくというのでいいと思うんですけども、その次ですね、平成21年の3月の話になったときに、第1回目は定数特例で2人、川島町の代表という形で出させていただくんですけども、これ21年の3月以降というのは絶対、定数特例という意味ではなくて、例えばの話、条例で川島町を小選挙区制にしますよということで、もう4年だけ何とかならんかなとかいう、わがままが出た場合に、話としては通るもんなんですか。

【委員長：松田之利委員】

そこら辺、どうでしょう。まず規則的、法律的に。

【事務局】

21年の3月以降は難しいと思います。旧川島町域を含めて各務原市一本になるということですので。

【村井宏行委員】

特例として認められるのは、もうその1期4年だけですよと、限定ですよということなんですね。わかりました。

【委員長：松田之利委員】

だから、川島町という範囲で何人というのは、21年3月までだということですね。

あとはもう全部、全1区になっての人数ということだということですね。

【村井宏行委員】

そのときに、もしかすると条例定数26がもしかすると27になり、28になるかもしれませんよということですね。

【委員長：松田之利委員】

そうですね。逆もあるかもしれませんが、どっちにしてもこれは新しく決めるという、ここでの議論は、21年3月までの間ということですよ。そういうふうを考えていくと。

ほかにご意見、いかがでしょう。田中さん、ご意見いかがですか、遠慮なく自由に。

【田中露美委員】

そうですね。私もやっぱり、今、皆さんのご意見やらお聞きしまして、やはり⑤がスムーズに円滑に行くんじゃないかなと思ってます。

【委員長：松田之利委員】

ほかにご意見ございませんか。

これを見ていて、私も昔を思い出しました。私の住んでいた町が1万3,000ぐらい。長野市に合併したときに急に議員が10何人がぱっと減りまして、そのときに一斉に皆はあっと、啞然としたような顔をして、私も子供心にこういうものかというのが今よみがえってきました。かつて特例があったのかどうか、記憶ないんですけれども、急に人数が減るということは、内実的に、実際にどういう問題があるかということ以外に急に減ることによるある種の精神的な、あるいはいろんな意味での落差というものは感じると思うんですね。

そういう点でいえば、今、皆さんのご意見が、前回幹事会から出されて、全体の議論になって異論もありませんでしたが、この下の⑤の、斜線を塗った部分で行くということが皆様のご意見で多うございました。助役さんには改めてお聞きしておりませんけれども、もう少し何か議論をした方がよろしいか、あるいは、この際言っておきたいということがございましたら。

【副委員長：長谷川匡一委員】

今、委員長が言われましたようにがっと人数が川島の場合減るし、任期よりも前に退任ということになるんですが、川島町の議会の方はある程度そういうことは承知しておられるのか、いきなりこれを突きつけるのかということですが、どんなふうですか。

【横山勝利委員（川島町助役）】

おおむね、こういう形になるということは情報としては提供してございますので、一部の方はいろいろありますけれども、総体的には大体理解を得ておると思います。

【副委員長：長谷川匡一委員】

大体ということとは、ひっくり返る可能性もあるの。

【横山勝利委員】

まずあり得ないと思ってます。

【副委員長：長谷川匡一委員】

任期は早まるし、人数は減るということになるよね。

【横山勝利委員】

基本的には、この合併を進めるに当たりまして、首長はもとより、議員さん一人一人に、合併をするということは“首”を出すことですよということを確認してスタートしておりますので、まずひっくり返ることはないと理解しております。

【委員長：松田之利委員】

副委員長さん、これでまとめてよろしいですか。

【松原史尚委員】

原則的に、この流れについてはすべて賛成で結構なんですけど、ちょっと参考までにお聞きしたいんです。この2名の議員の方に発言権というのが与えられるかどうかと部分をちょっと…。

お聞きしたいというのは、例えば議会における議案の上程権とか、こういったものがあるのかなあと思いながら、議会では当然発言権はあるんですが、どうなのかなと。例えば、徒党を組むという言い方はあれですけど、もし、そんなことがあったらいいなあと。このお二方が川島町の方を代表した意見がきちっと述べられるような状況をつくってあげられるといいなということだけを、参考意見というよりはお願いとして、述べさせていただいて、あとはおおむね賛成です。

【委員長：松田之利委員】

今のご意見、どうでしょう。

議会は議会のことですが、この小委員会としての要望という形で付帯的に書いて、本委員会に上げて、本委員会がそれを確認するという方法は、どの程度効力があるかは別として、気持ちとしてそうだということは、親委員会にも皆さんのご意見がそうであれば出せるんですが、どうでしょうか。よろしゅうございますか。

そういう形で出せますね、一応。

【事務局】

協議会の方へそういう意見が出たということで。

【横山勝利委員】

でも、これは一般的には条例提案権は3名でしょう。だから、一般質問とか議場での意見は個々の意見としては出せると思うんですけど、川島町としての議案として議員さんで組んで出すということになると、たしか僕は3名だと思いますが。

【委員長：松田之利委員】

今の話は多分、そういう場合は1人だれかが理解して一緒に組んでいただいて、最大限尊重した形で議事を進めてほしいと、こういう意見だと私は思ってます。

【横山勝利委員】

一般質問はできますからね、個々で。まあ、そこで…。

【委員長：松田之利委員】

議会で特例を設けることは無理だと思うんですが、その精神を酌んで何とか…。

【横山勝利委員】

提案権の問題はちょっとどうかと思うんですね、これは。一般質問ではやれますから。

【村井宏行委員】

あとは、お互いにわかり合って、例えば川島に関することを提案するときには各務原の議員さんが、そんならちょっと手助けしましょうかと、そういう助け合いの精神が出ればいいということですね。

【委員長：松田之利委員】

そういうことですね。各務原の議員さんが一人、じゃあ賛成だからと加わって、議員提案なり…。

【小森利八郎委員】

例えば、議会にはいろいろ会派というのがあるんです。そういうところに川島町の2人の議員さんがお入りになって、そして会派の方で、そこから提案をするというのは幾らでもできるわけですから。

あくまでも2人で活動しようとする、今、川島町の助役が言われたように多少そういう制約が出てくるわけです。

【星野鉄夫委員】

今の、2人とか3人とかで川島町として徒党を組むんじゃなくて、そういう会派の中へ入っていただいて議会活動をして、そこから出してもらう方がスムーズじゃないですか、かえってね。その方が溶け込むっていうか…。

【横山勝利委員】

下手に、川島町だけで出しておるとおかしなことになってしまうんですよ。

【村井宏行委員】

あとは川島町から、各務原の皆さんに納得していただけるような提案をできる優秀な議員を出せるように我々が努力しないといかんかと、これはちょっと頑張らないかんかなと思いますね。

【委員長：松田之利委員】

松原さんの今のご意見、私の受け取り方でいけば、川島町としてこういうことは是非というときに、2人だからといってフンと無視しないようにという意味だと思うんです。絶対、川島町の意見を何が何でもいうんじゃないで、そこら辺の過渡期の、2人であっても何とかうまくお互いに理解し合える、そういう形を議会でも特段のご配慮を、過渡期には賜りたいと、こういうことだというふうに受けとめたいと思いま

す。

よろしゅうございますでしょうか。

では、そういうことを含めて、このご提案の調整方針の2ページ、合併の図でいうと一番下の⑤、それから平成17年3月から平成21年3月のところも5ということで、最初、在任特例で13人、平成17年3月から平成21年3月までは川島町お2人という形で出していただくと。そのときに各務原市は現30から26に減るわけですが、こういう形にするということを小委員会の結論とさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

じゃあ、そのようにさせていただきます。

それから今の付帯決議、改めて申しませんけれども、そういう形にさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは2番目のその他は、私の方では今何もわかりませんが、何か。

【事務局】

お手元に新しく出ました協議会だよりと、来週の8日にございます協議会のご案内を配らせていただきました。毎週で大変申しわけございませんが、よろしく願いいたします。

事務局からの連絡は以上でございます。

【委員長：松田之利委員】

それでは、この小委員会を閉じさせていただきます。

お暑い中、どうもありがとうございました。

午後3時28分 閉会